

私道に係る公共下水道設置申請について(注意点)

○私道に係る公共下水道設置を申請する際に、必要となる事項は下記のとおりです。

【私道概略図(参考)】

公 道	地番:1-1 ①地権者:A ①'居住者:A	地番:1-2 ②地権者:B ②'居住者:B	地番:1-3 ③地権者:C(遠方在住) ③'居住者:D
	私道 地番:2-1 地権者:①②③④ ⑤⑥⑦		地番:1-4 ④地権者:E ④'居住者:E
	地番:1-5 ⑤地権者:F ⑤'居住者:F	地番:1-6 ⑥地権者:G ⑥'居住者:G	地番:1-7 ⑦地権者:H(亡) ⑦'居住者:なし

- ・私道に面する家屋(公道に面する家屋は除く)が2戸以上必要です。
※概略図の1-2~1-4、1-6~1-7が対象です。
- ・私道(概略図2-1)の幅員が1m以上必要です。
- ・私道に舗装がされている等、道路であることが明確である必要があります。また、私道と宅地等の区域又は土地境界が明確である必要があり、確認のできる写真の添付が必要です。
※区域又は土地境界が不明確である場合は、土地境界の復元又は隣接地権者同士の協議・立会を行っていただき、隣接地権者双方合意の境界を示した立会写真を提出していただく必要があります。
- ・公共下水道設置後は維持管理を行う必要があるため、私道が複数人の共有名義の土地であり、私道の利用に制限が設けられていない必要があります。
- ・原則、私道の全ての所有者から公共下水道設置承諾書(以下、「承諾書」)の提出が必要です。ただし、所有者が亡くなっている場合や、遠方在住である場合等、承諾を得ることが困難な場合は、所有権持分割合の過半数の承諾書提出でも可としますが、所有者で私道に隣接して居住している方は承諾書の提出が必要です。
※上記ただし書きの場合、承諾が得られない理由書の提出が必要であり、管理者が特別の理由があると認める場合に公共下水道設置を行うことができます。
- ・所有者の中に明らかに反対の意思を表している方がいない必要があります。
※概略図の1-3Cについても公共下水道設置についての説明等は行う必要があります。
- ・私道の所有権を持たない借家人等についても、公共下水道設置についての説明等は行い、公共下水道設置に関しての理解を得ていただけるようお願いいたします。
※概略図の1-3Dについても公共下水道設置に関しての理解を得ていただくようお願いいたします。
- ・公共下水道設置申請書については、私道所有者のうち代表者を決めていただき、記入については代表者の記入をお願いします。
- ・私道の土地所有区分図は、上記概略図を参考に記入をお願いします。
- ・私道に係る公共下水道設置の可否の確認及び各家屋への公共汚水桝設置工事についての公費・自費の確認に関しては「私道に係る公共下水道設置に関する事前相談書」を準備しております。お手数ですが、必要書類を添付のうえご提出いただき、後日正式な回答をさせていただきます。
- ・公共下水道接続を行うためには、受益者負担金の納付が必要となります。関係する土地の受益者負担金納付状況については、下水道整備課へお問い合わせください。未供用区域については、供用開始後に受益者負担金を納付していただくことになります。
※供用開始とは、公共下水道の整備が完了し、公共下水道へ汚水を流せる状態のことです。
- ・申請の際に提出していただく書類については、次ページをご参照ください。

提出していただく書類

○本申請の際に必要なもの

- 公共下水道設置申請書(様式第1号)
※上下水道局ホームページに掲載してあります。また、下水道整備課でもお渡しできます。
- 公共下水道設置承諾書(様式第2号)
※上下水道局ホームページに掲載してあります。また、下水道整備課でもお渡しできます。
- 私道の土地所有区分図(様式第3号)
※上下水道局ホームページに掲載してあります。また、下水道整備課でもお渡しできます。

○事前相談の際に必要なもの

- 私道に係る公共下水道設置に関する事前相談書
※上下水道局ホームページに掲載してあります。また、下水道整備課でもお渡しできます。

○本申請、事前相談のどちらにも必要となるもの

- 理由書
※全ての私道の所有者から承諾書が提出されない場合に必要です。
※上下水道局ホームページに掲載してあります。また、下水道整備課でもお渡しできます。
- 私道の位置図
※住宅地図、インターネット地図等で結構です。
- 私道及び私道に面する土地の字図、全部事項証明書又は要約書
※法務局での取得をお願いします。申請書に添付していただくものはコピーで結構です。
- 私道の現地写真
※土地の区域又は境界が確認できる写真の添付をお願いします。
- 私道周辺の完工図
※本申請、事前相談の際に下水道整備課にて取得いただけます。